

石垣市公用車管理システム導入事業
公募型プロポーザル実施要項

令和 8 年度

石垣市

1. 業務名

石垣市公用車管理システム導入事業（以下「本事業」という。）

2. 業務内容

別紙「石垣市公用車管理システム導入事業仕様書」のとおり

3. 使用期間

別紙「石垣市公用車管理システム導入事業仕様書」のとおり

4. 見積限度額

（１）導入初期費用額：２，７９８，４００円（消費税及び地方消費税を含む）

（２）システム使用料：総額１１，６８２，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

※システム使用料は５年総額とし、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３及び石垣市長期継続契約に関する条例（平成１９年条例第６号）の規程による長期継続契約を予定している。

※上記金額は契約時の予定価格ではなく、提案内容の規模を示す目安であることに留意すること。なお歳入歳出予算案が議決されなかった時又は歳入歳出予算の当該金額に増減額等があった時等、金額（税込）が変更となる場合がある。

5. 参加資格

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規程に該当しない者であること。
- （２）会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条若しくは第６４４条の規程に基づく清算の開始、同法第５１１条の規程に基づく特別清算開始の申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条若しくは第１９条の規程に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規程に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２５５号）第２１条の規程に基づく再生手続開始申立てがなされていない者であること。
- （３）法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者ではないこと。
- （４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規程する暴力団（以下、「暴力団」という。）でないこと。
- （５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規程する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- （６）本業務を的確に遂行する能力を有し、本業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。

6. スケジュール（予定）

内容	期間等
公募開始	令和8年8月10日（月）
質問書の提出期限	令和8年8月18日（火）午後5時（必着）
質問回答	令和8年8月21日（金）午後5時までに回答
参加意向表明書提出期限	令和8年8月26日（水）午後5時（必着）
参加資格確認結果通知	令和8年8月28日（金）
企画提案届出書等提出期限	令和8年9月8日（火）午後5時（必着）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年9月17日（木） ※予定
二次審査結果通知	令和8年9月18日（金）以降 ※予定

※ただし、各実施日については変更の可能性あり。

7. 公募型プロポーザルの手順

（1）公募関係資料の配布

公募に関する資料・様式は、市ホームページからダウンロードしてください。

石垣市ホームページ

ホーム⇒組織から探す⇒契約管財課⇒公有財産・庁舎管理関係⇒「石垣市公用車管理システム導入事業公募型プロポーザル実施の公告について」⇒《関係資料》

（2）応募に係る質問の受付

本プロポーザルに関する質疑は、全て質問書によることとします。質疑がある場合は、次のとおり質問書を提出してください。

受付期間	令和8年8月10日（月）～令和8年8月18日（火）午後5時まで
提出方法	原則として、電子メールで提出してください。 メールの送付先 keiyaku@city.ishigaki.okinawa.jp ※石垣市役所契約管財課へ持参することもできます。
提出様式	1.石垣市役所ホームページより質問書【様式7】をダウンロードして記入してください。 2.質問書には、以下の事項を記載してください。 ①事業者名、担当者名、連絡先（電話番号、メールアドレス） ②質疑内容、貴社の見解 3.電子メール送信の際は、件名を次のとおりとしてください。 件名：公用車管理システム導入事業＋（事業者名）
回答方法	質疑書の受付期間終了後に、全ての質疑と回答を取りまとめ、質疑者全員に「質疑回答書」を電子メール又は郵送にて送付いたします。

(3) 参加意向表明書の提出期限

提出期限	令和8年8月26日(水)午後5時まで
提出先	〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里 672 番地 石垣市総務部契約管財課財産管理係
提出方法	持参、郵送(必着)、FAX又は電子メール ※郵送の場合は、書留郵便としてください。(必着) ※FAX 又は電子メールの場合は原本を書留郵便で郵送してください。
提出書類	「参加意向表明書」・・・所定の様式による【様式1】 ※ 添付書類・・・【別紙1】「参加意向表明書の添付書類一覧」のとおり
備考	上記書類のほか、必要に応じて別の書類提出を求めることがあります。

(4) 企画提案届出書等の提出

提出期限	令和8年9月8日(火)午後5時まで
提出先	〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里 672 番地 石垣市総務部契約管財課財産管理係
提出方法	持参又は郵送(必着) ※ 郵送の場合は、書留郵便としてください。(必着)
提出書類	「企画提案届出書」・・・所定の様式による【様式9】 ※ 企画提案書(任意様式)の作成にあたっては、【別紙2】「企画提案書の提案項目及び記載内容一覧」を参照してください。 ※ 11部用意してください。
備考	1.提案は、本要項及び「石垣市公用車管理システム導入事業仕様書」に定める各要件に合致する内容としてください。 2.審査内容や配点等の詳細については、【別紙3】「審査内容及び配点一覧表」を参照してください。

(5) プレゼンテーション及びヒアリング

「4.参加資格」に該当する応募者を対象に下記のとおり実施いたします。なお、欠席した場合は、応募を取りやめたものとみなします。

開催期日	令和8年9月17日(木)【予定】
開催場所	石垣市役所内 ※開催時間等の詳細については、応募者に別途ご連絡いたします。
内 容	応募者による企画提案書の説明(30分以内)及び審査員によるヒアリング

	(15 分程度)
備考	1.出席者は、3 名以内（本業務に携わる管理責任者及び担当者を含むこと。）としてください。 2.当日に新しい資料等の提出はできません。提出済みの企画提案書に基づき説明をしてください。 3.プロジェクター等は使用可（事前に連絡ください）。

8. 評価について

（1）基本的な考え方

選考にあたっては、提出された企画提案書のほか、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）の内容について評価し、最も高い評価を得た応募者（最高得点者）を受託候補者とします。

（2）評価主体

評価は、「石垣市公用車管理システム導入事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が行います。審査委員会は、8 名の審査委員で構成されており、企画提案書の内容について評価を行います。

（3）評価方法及び審査結果の通知

評価方法	企画提案書及びプレゼン等の内容について審査委員会が評価を行い、最も高い評価を得た応募者（最高得点者）を受託候補者として選定します。
備 考	①最高得点者が2 者以上ある場合は、出席する審査委員の多数決により選定する。それでも同票の場合はくじ引きにて決定するものとします。 ②最高得点を得た者が辞退を申し出た場合や、下記（4）の留意事項に該当したことにより、受託候補者としての決定を取り消された場合は、次順位の者を受託候補者とします。 ③審査結果に対する一切の異議申し立ては受け付けません。
結果通知	①プレゼン等の参加者全員に、書面により結果を通知します。 ②本市ホームページにおいて、選定された事業者名のみを公表します。
通知日	令和 8 年 9 月 18 日（金）以降【予定】

（4）提案者の失格について

次のいずれかに該当する場合は、提案者、契約候補者及び次点者の資格を取り消す。

- ① 委員に対して、直接又は間接的に不正行為目的の接触を求めること。
- ② 他の事業者と参加意思の確認又は提案内容の協議をすること。
- ③ 他の事業者にプロポーザルに参加しないよう依頼すること。

- ④ 提案書及びその他提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ 前各号のほか、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ⑥ 参加資格要件を満たしていないことが判明した場合。
- ⑦ 実施要領等に定められた提出期限、提出先、提出方法、留意事項に適合しない書類等の提出があった場合。

(5) 参加の辞退について

プレゼン等実施までの間に、提案者の都合により辞退する場合には、持参又は郵送により辞退届【様式8】を提出すること。尚、辞退は自由であり、辞退による不利益は生じない。

8. 契約の締結

- (1) 契約予定者から提示された見積額及び企画提案の内容を基本に市と協議の上、随意契約を行う。
- (2) 契約予定者が参加資格等の要件を満たさないと判明した場合、その他の理由により速やかに契約締結ができない場合又は契約予定者が契約を辞退した場合は、市は選考委員会の審査結果における次点者と順次協議を行うものとする。
- (3) 上記(1)又は(2)における協議が成立した場合、市は速やかに次点者にその旨及び次点者との交渉を行わないことを通知する。

9. その他

- (1) 本公募に係る費用は、全て参加者負担とする。
- (2) 提出書類で用いる用語は日本語、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 市が本件に関する報告、公表等を必要とする場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提出書類に記載された個人情報、本件に関する事務に限り使用する。
- (7) 本件の審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

10. 問い合わせ先

石垣市役所総務部契約管財課財産管理係

住 所 〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里 672 番地

電 話 0980-83-1924 FAX0980-83-1427

E-mail keiyaku@city.ishigaki.okinawa.jp

【別紙 1】

参加意向表明書の添付書類一覧

提出書類	内容	提出部数
商業・法人登記簿謄本		各 1 部
印鑑登録証明書		
定款（法人のみ）	最新のもの	
決算書（財務諸表）		
納税証明書等（原本）	国税（その 3（の 3））、県税（納税証明書） 市税（義務履行証明書） ※市税については、市内業者のみ	
誓約書（暴力団関係）	【様式 2】	
会社概要	【様式 3】	
業務実績報告書	【様式 4】	
経歴等調書	【様式 5】	
誓約書	【様式 6】	
その他 （任意様式。パンフレット等でも可）	その他で事業実績など PR できるもの。	各 1 1 部

※商業・法人登記簿謄本及び各証明書は、提出日前 3 箇月以内に発行されたものとします。

※上記書類のほか、必要に応じて別の書類提出を求めることがあります。

【別紙 2】

企画提案書の提案項目及び記載内容一覧

企画提案書（任意様式）。

書面による場合は、A4 サイズ 30 ページ以内とし、紙ファイルに綴ること。

データによる場合は、30 ページ以内の PDF ファイルを保存した記録媒体（USB メモリ）にウイルスチェック実施証明書（任意様式）を添付すること。

No.	提案項目	記載内容
①	組織体制	・当該事業に関わる貴社の組織体制
②	システムの機能	・仕様書に記載のある機能要件に該当する内容または代替案 ・その他の機能
③	システム導入実績	・提案するシステムの導入実績 ・類似事業で得られた経験
④	企画提案	・提案するシステムを導入することのメリット等 ・導入するシステムの業務負担の軽減になるメリット等
⑤	操作性・デザイン性	・導入するシステムの操作性のメリット等
⑥	その他	・その他の提案事項 例) 鍵管理について、各種記録の電子化について、公用車の削減方法について等
⑦	情報セキュリティ	・導入するシステムのセキュリティ対策 ・インシデント対応について
⑧	導入後のサポート	・サポート体制 ・システムのアップデート体制 ・職員向け研修の実施計画
⑨	価 格	・システム導入及びシステム使用に係る費用 ※別途、見積書（内訳：導入費用、システム使用料）も提出してください。 ※その他提案事項に係る費用がある場合には、別途その見積書も提出してください。

【別紙 3】

審査内容及び配点一覧表

No	項 目	審査内容	配点 5段階評価
①	組織体制	・当該事業を円滑に進められる体制が整備されているか	10 点
②	システムの機能	・機能要件に対する充足度及び代替案の提案があるか	15 点
③	システム導入実績	・同システムの導入実績及び類似事業の経験	10 点
④	企画提案	・公用車の予約及び利便性の向上につながる提案があるか	30 点
		・公用車数の削減につながる提案があるか	
		・公用車を使用する職員及び管理職員の業務負担が軽減されるようなシステムであるか	
⑤	操作性・デザイン性	・直感的に操作できる画面構成で使用する職員が基本操作を理解でき、管理業務含めて職員を選ばずに操作が可能か	30 点
⑥	その他	・その他の提案事項の内容	20 点
⑦	情報セキュリティ	・セキュリティ対策	25 点
		・データのバックアップ体制	
		・システム障害発生（緊急）時の対応	
⑧	導入後のサポート	・ヘルプサポート体制が整備されているか	30 点
		・必要に応じたシステムのアップデートが実施されるか	
		・操作研修の実施及び使用マニュアルの作成	
⑨	価 格	・システム導入及びシステム使用に係る費用	15 点
⑩	プレゼンテーション 及びヒアリング能力	・プレゼンテーション及びヒアリングのわかりやすさ	15 点
合計			200 点